

第 212 回：所得拡大促進税制について

令和 3 年度税制改正で「所得拡大促進税制」が見直されました。今回、改正について説明したいと思います。



1. 所得拡大促進税制とは

所得拡大促進税制とは、中小企業者等※において一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税等から税額控除できる制度です。

※中小企業者等とは青色申告書を提出する者のうち、以下のいずれかに該当するものを指します、

- ・資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人
 (ただし、同一の大規模法人(資本金が 1 億円超の法人、その他一定の法人)から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人、2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人を除く)
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主

2. 中小企業における所得拡大促進税制の改正前と改正後の違いについて

	改正前	改正後
通常要件	雇用者給与等支給額が前年度と比べて 1.5%以上増加 控除率：15%	
上乗せ要件	①雇用者給与等支給額が前年度と比べて 2.5%以上増加	①雇用者給与等支給額が前年度と比べて 2.5%以上増加
	②かつ、次のいずれかを満たすこと ・教育訓練費の額が前年度と比べて 10%以上増加していること ・中小企業等経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が証明されていること 控除率：10%	
 合計：25%		UP!!  合計：40%

※「雇用者給与等支給額」には、役員と役員の家族などに支払われた給与は含まれません。

3.税額控除の計算例

改正後、控除額がいくら増えたかを具体例で計算します。

利益：2,400 万円

法人税(30%)：720 万円

税額控除額の限度額：720 万円×20%=144 万円

※税額控除額は、法人税額又は所得税額の 20%が上限となります。

給与増加

	前事業年度	適用事業年度	増加額	増加率
給与支給	1,200 万円	1,900 万円	700 万円	58.3%
雇用安定助成金	△200 万円	△400 万円		
差引額	1,000 万円	1,500 万円	500 万円	

A. 1,900 万円 - 1,200 万円 = 700 万円

B. 1,500 万円 - 1,000 万円 = 500 万円

控除対象：A と B と比べて少ない額

教育訓練費増加

	前事業年度	適用事業年度	増加額	増加率
教育訓練費	100 万円	150 万円	50 万円	50%

税額控除額 = 控除対象雇用者給与等支給増加額 × 控除率

	改正前	改正後
控除率	25%	40%
増加額	500 万円	500 万円
税額控除額	125 万円	200 万円
控除できる税額	125 万円	144 万円

⇒改正前より控除できる税額は 19 万円が増えました。

4.いつから使える？

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間内に開始する各事業年度が適用されます。

簡単ではございますが、所得税拡大促進税制について説明をさせていただきました。所得税拡大促進税制についてご不明点がございましたら、当事務所までお気軽にお問合せ下さい！

